ダンス教授所等におけるハラスメント紛争に関する指導指針

コンプライアンス委員会指針

この指針は、本法人の会員が運営するダンス教授所及びダンスサークル(以下、「ダンス教授所等」という。)におけるダンスの指導をめぐるダンス指導者と生徒、会員等(以下、「会員等」という。)との間におけるハラスメント事案(以下、「当該ハラスメント事案」という。)の紛争解決の原則的指針を定めるものである。

1 (運営者の責務)

- (1) 当該ハラスメント事案の紛争解決は、第一次的にダンス教授所等の運営者(以下、「運営者」という。)の責務とする。
- (2) 当該ハラスメント事案が発生したときは、運営者は本法人の求めに応じ、 すみやかにその顛末を報告するものとする。
- (3) 運営者は、当該ハラスメント事案の紛争解決について、本法人の指導、指示があった場合は、特段の事情がない限り、これに従うものとする。

2 (運営者の義務違反)

運営者が、前項各号の義務に違反したときは、本法人の定める諸規定に基づき、認定教室の取り消し、会員の懲戒処分の手続きを行うものとする。

3 (所 管)

本指針に基づく事務処理は、本法人のコンプライアンス委員会及びその指示を受けた事務局担当者が行うものとし、必要に応じ、本法人顧問弁護士等の意見を聴くことができる。

付 則

1 この指針は、令和7年3月3日から施行する。